



健康保険の被扶養者の範囲と10月から変更となる同居要件

健康保険には、従業員のみならず、従業員の扶養家族も一定の要件を満たした場合には、被扶養者として加入することができます。この被扶養者は、保険料を負担することなく病気・けが・死亡・出産について保険給付が行われることになっています。今回はこの被扶養者の範囲と、10月から変更となる同居要件の内容も確認しておきましょう。



1.被扶養者の範囲

被扶養者の範囲とは、後期高齢者医療制度の被保険者等である人を除き、以下に該当する家族をいいます。

- ① 被保険者の直系尊属、配偶者（双方に戸籍上の配偶者が不在内縁関係も含む）、子、孫、弟妹で、主として被保険者に生計を維持されている人
- ② 被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている①以外の被保険者の三親等以内の親族
- ③ 被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている被保険者の配偶者で、内縁の配偶者の父母及び子

「主として被保険者に生計を維持されている」とは、被保険者の収入により、その人の暮らしが成り立っていることをいい、被保険者と同居でも別居でもよいことになっています。また、「同一の世帯」とは、同居して家計を共にしている状態をいいます。

2.被扶養者の収入要件

1.のように、被扶養者の範囲としては、「主として被保険者に生計を維持されてい

る」もしくは「被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている」必要があります。これらは以下の基準で判断することになっています。

・1の①のケース

収入が年間130万円未満（60歳以上の方または障害者の方は年間180万円未満）であり、被保険者の年間収入の2分の1未満であること

・1の②・③のケース

収入が年間130万円未満（60歳以上の方または障害者の方は年間180万円未満）であり、被保険者からの仕送り額より少ないこと

3.10月から変更となる兄・姉の同居要件

10月から変更となる点は、1の②の部分であり、これまで被保険者と「同一の世帯」であることが要件となっていた被保険者の兄姉について、同居の要件が撤廃されます。これにより、被保険者の兄姉も1の①に分類されることとなります。これにより、これまで兄姉と別居となっていたことで被扶養者の要件に該当しなかった人について、新たに被扶養者として認められる可能性が出てきます。

協会けんぽでは、平成28年度についても、高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化及び保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている家族が、現在もその状況にあるかを確認する被扶養者資格の再確認を実施する予定です。対象となる事業所には、6月上旬より、順次、被扶養者のリストが送付されてきますので、確実に確認をし、届出を提出するようにしましょう。